

第26回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成26年3月5日（水）午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

3 出席者

（委員）太田秀栄，亀井千枝子，小島直久，高橋宏昇，中西茂，中村マキ子，堀田秀一

（五十音順，敬称略）

（説明者）佐藤家裁事務局長，大松首席家庭裁判所調査官，藤原首席書記官，黒坂家裁事務局次長，菅原訟廷管理官，貝原主任家庭裁判所調査官，神山主任書記官

（庶務）今井地裁総務課長，田母神家裁総務課課長補佐，一郷地裁総務課庶務係長

4 議事等

- (1) 家事事件手続法施行後の家事調停事件の運用についての説明
- (2) 調停室，電話会議システム及び児童室の説明及び見学
- (3) 離婚調停手続における子への配慮の取組についての説明
- (4) 意見交換（◎委員長，○委員，■説明者）

◎ 実際に調停事件を担当されている委員の御感想をお聞かせください。

○ 初めに，申立書写しの送付に関してお話しいたします。従前の取扱では，申立人が相手方に知らせることなく調停を申し立てた場合，相手方としては，突然調停の期日通知書が届くこととなりますから，それによって，驚いたり，戸惑ったり，ますます怒りを募らせたりして，申立人から訴えられたとか，裁判所から呼び出されたというような不満を抱き，感情的になった状態で調停期日を迎えるということも多くありました。最初の調停期日において相手

方にそのような様子が見られたときは、申立ての趣旨等について、相手方の感情を害さないように配慮しながらやんわりと説明するということに重点を置いておりました。そういった調整を経て、やっと話し合いのテーブルに着くこととなりますから、非常に時間を費やしていたという感想を持っております。現在は、申立書写しを相手方に送付するとともに、相手方から回答書を提出していただく扱いとなっており、仮に回答書の記載内容が十分でなかったとしても、相手方は申立ての趣旨についてある程度理解した状態で調停に臨むこととなりますので、本題に入るまでの時間が短くなったと感じております。

次に、電話会議システムについてお話しいたします。このシステムは、遠方の当事者にとっては、時間的、経済的に非常に助かるという話を聞いておりますが、一方では、調停期日で予定されていることが事実関係を確認したり、当事者からの回答を聞いたりする場合には有効である反面、感情的な対立が激しい場合には不向きであるといった意見もございます。システムの利用に当たっては、事件の内容や状況によって使い分けることも必要ではないかと感じております。

最後に、子どもを考えるプログラムについてお話しいたします。このプログラムの活用に際しては、自分たちの離婚を考える前に子の福祉について考えましょうということで、調停手続開始後の早い段階での受講を促すようにしております。以前は、子を監護する側の主張として、離婚が成立したなら面会交流を認めるというように、面会交流を前提とした話し合いをかたくなに拒んでいるケースがよくありましたが、当事者双方がこのプログラムを受講し、その意義を理解していただくことによって、子を監護する側には面会交流の実現に向けた努力がみられるようになり、相手側にはいずれ面会交流が実現できるだろうという安心感が生まれ、柔軟な姿勢で待つことができるような様子がみられるようになりました。また、しばらく子供と会っていない

い当事者にとっては、面会交流が実現した際の子への接し方を考えたり、親としての自覚を持つためのきっかけ作りにもなっていると思います。そうした態度の変化によって子を監護する親の方にも安心感が生まれ、面会交流の実現が早まってきているように感じています。

○ 子どもを考えるプログラムは盛岡家裁独自の取組とのことですが、どのようなきっかけで始めたのでしょうか。また、その成果について詳しくお聞かせください。

■ きっかけについて御説明しますと、これまでも、親教育という形での取組や、子供と離れて暮らす親の面会交流のためのプログラムといった取組を行っている家庭裁判所はございました。盛岡家裁でも、平成24年以前から、親に対する働き掛けを系統化してきちんと取り組むことの重要性について認識しておりましたところ、家事事件手続法の施行を迎えるに当たり、実務における必要性と家庭裁判所調査官の調停事件への関与の在り方を考える中で、現在のプログラムのような形で取り組んでいくことになったものです。また、盛岡家裁に所属する家庭裁判所調査官の中にこの取組に関する知見を有する者がいたということもきっかけの一つとなっております。

プログラムの成果につきましては、調停の成立率が9割程度で推移しており、高い成果が出ていると考えております。プログラムを実施したことによる当事者の変化も感じており、子の監護者側が面会交流の必要性を理解すれば、それを知った相手側の考えにも変化が表れるといったように、相互作用がうまく働くという認識を持っております。

○ 成立率というのは、離婚や離縁が成立したということなのでしょうか。

■ 成立の内容につきましては、離婚するというものだけでなく、当面別居するというものもあったかと思えます。

○ 当事者の合意ができたという理解でよろしいのですか。

■ そのとおりです。離婚の場合であれ、当面別居の場合であれ、当事者間に

合意が成立し、面会交流についても一定の合意ができたということになります。

○ 盛岡家裁だけの問題ではないと思いますので、このプログラムを全国的に広めていこうという動きはないのですか。

■ このプログラムにつきましては、全国の首席家庭裁判所調査官の協議会でも紹介しております。特に仙台高裁管内で紹介する機会が多いということもあり、東北で広めてみようという話も出ております。また、先ほどの説明にもありましたように、ほかにも独自の取組を行っている家庭裁判所もございます。

○ 私は、家事事件手続法施行の話聞いた当時、DVセンターに勤務しておりました。DVセンターでは、申立書写しを相手方に送付することについてマイナスのイメージを持っておりましたが、本日、調停手続の中で効果的に活用されているという話を伺い、当事者が考えを整理するのに役立つようにも思いますので、DVセンターの相談員にも知らせてみてはいかがでしょうか。また、電話会議システムについては、今の若い人たちには非常にいいのではないかと思います。使い方については留意すべき点もあるのかもしれませんが、手元にある電話でつなぐことができれば、非常に利用しやすいものになると思います。

◎ 配偶者暴力と申立書写しの送付との関係について、当事者への配慮の観点から何か御意見はございますか。

○ DV事案の秘匿情報につきましては、裁判所でも非常に注意しているところであり、盛岡家裁管内で統一的な取扱を決めております。具体的には、非開示の申出をしていただき、該当部分にマスキング処理を施し、秘匿情報が相手方に開示されないようにしております。また、調停期日に来ていただく際には、申立人と相手方とで呼出時刻をずらしたり、両者が顔を合わせるこないように離れた場所に待合室を設けたりするなどの配慮を行っております。

ます。

- 裁判所に来ていただく時間をずらすという工夫には、当事者の待ち時間が短くなるという効果もあります。当事者双方が同じ時間に来ると、どうしても一方の当事者を30分くらい待たせてしまうことになります。そうしますと、自分だけが取り残されているのではないかと、相手の話を聞く時間の方が長いのではないかとといった不満にもつながることになってしまいます。
- ◎ 夫婦関係調整事件などでは、相手の顔を見たくない、一緒の空気も吸いたくないということも少なくありませんし、顔を合わせるとそこでけんかになることもあります。そのため、従来は、同席での調停というのはあまりしておりませんでした。しかし、別々に話を聞いていると、当事者双方とも、相手には何を話しているんだろうといった疑問を持ってしまいます。現在は、公正さという点も考え、最初の手続説明の段階では、可能であれば一緒に調停室に入ってもらい、そこでどちらか一方に肩入れするような手続ではなく、公正に進める手続であるということを知っていただけるようにするという理念でやっています。ただし、全ての事件についてそれができるわけではなく、申立人と相手方を一緒にすると問題になるような事件では別々に説明するという配慮をしています。理念と現実をどのように調和していくかが難しいところであり、今も色々と探っているところです。
- 調停室に備え付けられている電話会議システムは、同時に何人まで通話できるものですか。
 - 御紹介した電話会議システムは、3者間までの通話に対応したものです。
- テレビ会議システムは、全国的にどの程度設置されているのでしょうか。
 - 本庁と大規模支部に設置されています。
- 盛岡地家裁には設置されているのですか。
 - 盛岡地家裁には、地家裁共用のものが1台設置されています。
- ◎ 実際に調停事件でテレビ会議システムを利用している例はありますか。

- 全国的には二十数件ほどあるようですが、盛岡家裁では今のところありません。
- それは、こちら側にはシステムがあっても、向こう側にシステムがないということが原因なのでしょうか。
- テレビ会議システムについては、向こう側の庁に設置されていない場合には利用できません。双方とも本庁の場合には、少なくとも1台ずつは設置されているのですが、システムの台数が少なければ日程の調整が難航することもあるかと思います。一方、電話会議システムの場合には、盛岡家裁でも3台程度設置されておりますので、テレビ会議システムと比較して利用しやすいということになります。しかし、テレビ会議システムを利用した感想として、相手の顔を見ることができると実際にその場にいるのに近い形で調停を進められたという話も聞いておりますので、早く利用してみたいという思いはあります。
- ◎ 電話会議システムの場合には、向こう側に同じシステムが設置されている必要はなく、普通の電話があれば利用できます。一方、テレビ会議システムの場合には、向こう側にもそのシステムがないと利用できないという問題があり、そこが利用しにくいところかと思えます。
- ◎ 検察官の委員の立場からの御意見はございますか。
- 申立当初から相手当事者の言い分が分かるようになったのはいいことだと思います。検察官として直接扱うことはありませんが、被害者の方に説明する機会がありましたら紹介したいと考えております。
- ◎ 弁護士の委員の立場からの御意見はございますか。
- 申立書写しの相手方送付に関してですが、以前の取扱いですと、双方に代理人が付いている場合には、相手方への送付をお願いし、相手方の方でもそれを検討して期日に臨むことができましたが、代理人が付いていない場合には、相手方は混乱した状態で事情もよく分からないままで調停が始まるとい

うことになるわけですから、進行が大変だったのではないのでしょうか。ある程度情報を開示した状態で進行できるというのはいいことだと思います。また、子どもを考えるプログラムについてですが、子供を会わせたくないという親御さんはけっこういらっしゃいます。代理人としては依頼人の気持ちを第一に考えますので、代理人の立場から会わせてくださいと言うのはばかられるという事情があります。こういったプログラムで当事者が理解を深め、歩み寄りをしていただくことにより、離婚条件のすり合わせに寄与する部分があるのではないかと思います。

- 家事調停の事件数について、震災前後の動向をお聞かせください。
- 震災後、一度事件数は減少いたしましたが、現在は震災の前年である平成22年当時の件数に戻りつつあります。
- 特に震災後に増加したということはないのですか。一度減少し、その後はどんどん増加するのではないかという見通しもありましたが。
- 特に増加しているという状況はございません。
- 実際に調停事件を担当している者としては、震災がなかったら離婚しなかったのではないかということはあまり感じておりませんし、震災が原因になって婚姻関係がどんどん破綻していったという例も目に付くような状況ではございません。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 9月頃（地家裁合同）
- (2) テーマ 未定